

**生田緑地（仮称）長尾3丁目地区における Park-PFI 事業
公募設置等指針に関する質問への回答**

（※回答書作成の都合上、項目に合わせて該当ページ数を変更しておりますので、御了承ください。）

■「2 事業概要」に関する質問

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
1	HP	参考資料	参考資料 8 が参考資料 7 と同じ資料となっています。 参考資料 8「生田緑地アクションプラン(令和7年5月策定)(その1)(その2)」の資料更新をお願いします。	資料更新いたしました。
2	P.5	現況復旧について	「(6)官民の役割分担及び費用負担」の表、事業期間終了時において『現況復旧』とありますが、新設した収益施設やトイレ等を解体し更地にして返還するという認識で宜しいでしょうか。	貴見のとおりですので、更地返還のための解体費を見込んでください。ただし、認定計画提出者と本市又は認定計画提出者と本市が選定した次期事業者の間で、認定計画提出者の有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡に本市が事前に同意した場合は、現状復旧・返還の必要はありません。
3	P.8	既存建築物等の取扱いについて	解体工事において一般廃棄物(家具・照明・絵画等)の中に有価物として売却出来るものもあるかと思えます。「修理等を行った上で、当該事業において利活用を行うことも可能」とありますが、売却処分として事業者が事業費(工事費)に活用することは可能でしょうか。	市有財産の売却益を民間事業費に活用することは、原則として難しいと考えますが、家具等の調度品の有効活用は、環境配慮の観点からも有意義な取組であることから、リユース等につながる提案を期待しています。なお、調度品の取扱いやこれに伴う負担金の算定等については、提案内容を踏まえ、事業者選定後に市との協議事項とします。

No.	ページ数	項目	質問の概要	回答
4	P. 8	既存建築物等の取扱いについて	取り壊し予定の邸宅の内部にある残置物の家具などの備品を次の施設で活用してもいいと聞いております。家具などでそのまま使えないが、修繕することで買い取ってもらえる状態にできる可能性があるかとみております。残置物を買い取ってもらうなどで資金に変えた上で次の設備の備品購入などに活用するのは可能でしょうか。	上記に同じです。
5	P. 8	近隣協議	長尾神社へのヒアリングと同様、近隣町会へのヒアリングの場を提案書提出前に設けていただけますか。	近隣町会等へのヒアリングについて希望がある場合は、応募申込後、提案書提出までの間に、個別に調整の上、実施する予定です。

以 上